

中央建設業審議会総会

平成19年9月21日（金）

【事務局（小林室長）】 それでは失礼いたします。定刻少し前ではございますが、委員の皆様おそろいでございますので、ただいまから中央建設業審議会の総会を開催させていただきます。委員の皆様方にはご多忙のところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は潮谷委員、八方委員よりご欠席との連絡を受けております。

当審議会の定足数でございますが、建設業法施行令第29条第1項の規定によります、委員の総数の2分の1以上のご出席をいただいておりますので、本日の審議会は有効に成立していることをご報告申し上げます。なお、中央建設業審議会議事細則第9条第1項によりまして、本審議会は公開されております。

資料の確認をさせていただきますが、お手元に配付をさせていただいている資料の一覧、これは議事次第に記載されてございますが、不足はございませんでしょうか。よろしくございますか。

それでは議事に先立ちまして、前回の平成18年5月の総会以降、当審議会の委員に新たに就任された方がいらっしゃいますのでご紹介を申し上げます。本年3月1日付でございますが、学識経験者の委員といたしまして、政策研究大学院大学准教授の畠中薰里委員がご就任でございます。

【畠中委員】 畠中でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

【事務局（小林室長）】 同じく学識経験者の委員といたしまして、全国建設労働組合総連合書記次長の古市良洋委員がご就任でございますが、本日は代理といたしまして工務店対策部長の澤田様に出席をいただいております。

【古市委員代理（澤田）】 澤田です。よろしくお願ひします。

【事務局（小林室長）】 同じく学識経験者の委員といたしまして、東京海上日動火災保険株式会社常務取締役の八木孝委員がご就任でございます。

【八木委員】 八木でございます。よろしくお願ひいたします。

【事務局（小林室長）】 建設工事の需要者の委員といたしまして、電気事業联合会副会長の森本宜久委員がご就任でございます。

【森本委員】 森本でございます。よろしくお願ひします。

【事務局（小林室長）】 建設業者の委員といたしまして、社団法人全国建設業協会副会長の浅沼健一委員がご就任でございます。

【浅沼委員】 浅沼でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局（小林室長）】 同じく建設業者の委員といたしまして、社団法人日本電設工業協会副会長の井上健委員がご就任でございます。

【井上委員】 井上でございます。よろしくお願ひします。

【事務局（小林室長）】 同じく建設業者の委員といたしまして、社団法人海外建設協会会長の竹中統一委員がご就任でございます。

【竹中委員】 竹中でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局（小林室長）】 同じく建設業者の委員といたしまして、社団法人全国中小建設業協会副会長、前田満二委員がご就任でございます。

【前田委員】 前田でございます。どうぞよろしく。

【事務局（小林室長）】 同じく建設業者の委員といたしまして、社団法人日本建設業団体連合会副会長、山本卓郎委員がご就任でございます。

【山本委員】 山本でございます。よろしくお願ひいたします。

【事務局（小林室長）】 以上、新任の委員のご紹介でございます。

続きまして本日の審議に入ります前に、中島建設流通政策審議官よりあいさつをさせていただきます。

【中島建設流通政策審議官】 皆さん、おはようございます。この7月に国土交通省に建設流通政策審議官という、私もようやく間違えずに言えるようになりましたが、ポストができまして、専ら建設業と不動産業を担当しています。どうぞよろしくお願ひいたします。

17年の夏まで建設業担当の審議官をしておりまして、それ以来でございます。引き続きご指導賜りますようにお願いいたします。

本日は17年から今の総会のシリーズが始まっていると思っておりますが、18年途中に接しておりました経審のための検討の組織で、経審の方向をまとめますので、その経営事項審査につきましてご審議いただくということと、あと17年以来、いろいろな談合事件などございました。これを受け入札制度全般につきましてさまざまな検討をして、当審議会のもとにワーキンググループが設置されまして検討を進めてまいりましたが、中間なんかでも適宜、ご報告しつつ進めてまいりましたけれども、おおむね第2回目のワーキ

ンググループの結果がまとまりましたので、それを踏まえてさらに私どもがとっている政策も含めてご紹介させていただきたい、ご意見賜りたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

参議院選挙も終わりまして、今、また総裁選、メディアを通じて皆さんご存じのとおりでございますけれども、この間、役所としては概算要求というのをまとめまして、9月の頭に提出をして事務的な調整、何となくこういう状況でございますので、本格化と言うにはちょっと十分じゃないかもしれませんけれども、事務的な議論を始めております。そうした中で政治行政の大きなテーマとして地方の活性化といいますか、地域経済がかなり傷んでいて、その場合地方というのはどの辺まで、大阪まで地方だとかいうのも、人によって話す局面で、都市と地方という非常にどちらがどちらというのは難しい対語になっていますので、違うかもしれません、そういう地方都市を含めた地方の再生・活性化というのが大きなテーマになっております。その中で地方経済が支える基幹産業でありました、農業などと並んで大きな産業でありました建設業をどうしていくんだというのも、これまた重要なテーマとなっております。こうした問題を年末から年度末に向けて、私どもとしても何らかの方法案を出していかなければならぬという局面でございます。そういう意味でもいろいろご指導賜りたい。

なお、難しいことは、地域の活性化はされることながらもう一つ政府としての大変な金看板がございまして、それは構造改革を継続するという、構造改革の核心は財政再建であるということになっておりまして、この財政再建の状況をどう見るかと、さらにそれを継続するということと、地域を活性化するということが必ずしも両方うまくいかない、端的に言えば歳出をどうするかということになりますけど、そういう局面がこれから年末に向けてあろうかと思いますので、そういう意味でも私どもも緊張感を持って仕事をしたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。本日総会に当たりまして改めまして率直なご意見、貴重なご意見賜りますように、重ねてお願い申し上げましてごあいさつとします。ありがとうございました。

【事務局（小林室長）】 ありがとうございました。この会議室、クールビズの関係で冷房の温度が高目に設定されておりますので、皆様よろしければ上着をお取りいただきご審議を賜ればというふうに思っております。議事を進めさせていただきます。

会長及び、会長代理の互選をさせていただきたいと思います。前回開催いたしました総会以降、委員の任期がまいりましたり、あるいは新任の委員の方がいらっしゃるというこ

とでございまして、本日の審議に入ります前に会長及び会長代理の互選をいただく必要がございます。最初に会長の互選を行いたいと存じますが、委員の皆様方からご発言、何かございますでしょうか。

【才賀委員】 はい、よろしいでしょうか。新しい中央建設業審議会の会長には、法律にも非常にご専門家ということと、今コンプライアンスで非常に世の中騒がれている中で、ぜひ豊富な経験と高い見識をお持ちの平井宜雄委員に、引き続きご就任をお願いしたいと。そのほうがいいのではないかというふうに思います。以上、発表させていただきます。

【事務局（小林室長）】 ありがとうございます。才賀委員から、平井宜雄委員を会長にご推薦いただきましたが、皆様いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

【事務局（小林室長）】 ありがとうございます。それでは全会一致で平井宜雄委員に会長をお願いするということでございます。会長、よろしくお願ひいたします。

【平井会長】 平井でございます。大変非力ではございますけれども、会長の職に務めさせていただきたいと思います。どうぞ皆様何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは会長代理の選出を行いたいと思いますが、会長といたしましては、引き続き大森文彦委員にお願いするのがよろしいかと存じますが、皆様いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

【平井会長】 ありがとうございました。それではご異議がないようでございますので、大森委員に中央建設業審議会の会長代理をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

【大森会長代理】 大森でございます。職責全うできるよう努力いたします。よろしくお願ひいたします。

【平井会長】 ありがとうございました。それでは、お手元の議事次第の5の議事というのがございますが、それに基づいて審議に入らせていただきたいと思います。

まず（1）入札契約制度改革及び建設産業政策に関する取り組みについて、事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

【事務局（小林室長）】 資料の2-1に基づきまして説明をさせていただきます。大変失礼ですが、座らせていただきます。

入札制度につきまして、ここ一、二年、かなり改革が進められてきているということでございまして、2年程度の動きにつきましてごく簡単に説明をさせていただきます。資料

2-1、「入札契約制度を巡る動き」という資料でございます。ごらんいただきますと縦軸に17年度から19年度までというふうに、上から下に向かって新しくなっている。それから横軸には中央建設業審議会、この審議会の動き、それから建設産業政策研究会、これは昨年の6月から今年の6月まで、いろいろと建設産業政策全般についてご議論いただいた研究会でございますが、その動き、それから国土交通省の直轄事業の動き、それから国土交通省以外の国、あるいは地方公共団体の動きということで、4つに分けてそれぞれ表をつくさせていただいております。

まず中央建設業審議会でございますが、ご案内のように17年度の11月にワーキンググループの設置をいたしました。これはいろいろな事項を機動的に議論していただくということでつくったものでございます。そのワーキンググループにおきましては、18年の3月に第1の中間取りまとめをしております。入札ボンドの導入でありますとか、その拡大、あるいは発注者支援、第三者機関の活用といったことで、これは地方公共団体向けに総合評価実施マニュアルや、第三者機関運営マニュアルといったものの作成を求めているものでございます。そのほか入札契約方式の種類としまして多段階審査方式や交渉方式の導入といったものをここでうたっております。

それから昨年の5月、前回の総会でございますが、入札契約適正化法に基づきまして、指針の改定のご審議をいただいております。それから19年の2月でございます。今年の2月になりまして、ワーキンググループを開催をいたしまして、経営事項審査について集中的に審議をいただく経審専門部会の設置を決めていただいたところでございます。これは経営審査事項につきましてはご審議いただきますが、その方向性を今年の6月に専門部会の報告としてまとめていただき、同じく6月のワーキングで了承をいただいているというものです。

19年の3月に戻りますが、ワーキンググループといたしまして第2次の中間取りまとめをいただいております。これは地方公共団体の入札契約制度の改革の支援ということでまとめていただいたものでございます。それから19年の6月、今年の6月にはワーキングを開いていただきまして、ここでは地方公共団体の入札契約制度改革をめぐる動きと、それから先ほどちょっと触れましたが、経審の専門部会の報告をさせていただいたところでございます。

次に建設産業政策研究会でございますが、これは先ほどの説明と重複いたしますが、昨年の6月に総合政策局長の諮問機関として設置をさせていただきまして、建設産業全体の

議論をしていただいております。今年の6月に最終取りまとめをしていただきましたところでございます。「建設産業政策2007」ということで取りまとめをしていただいている。資料につきましては概要がこの資料の2-3、それから参考資料に報告書本体がついてございますので、また後ほど目を通してくださいればというふうに考えております。この研究会につきましては会長代理でいらっしゃる大森先生に座長を務めていただきましたほか、皆様にもご審議に参加していただいております。この場をかりて厚く御礼を申し上げます。

それから次でございます。国土交通省の直轄事業につきましてでございますが、これは大きくは2つの中身があるということでございますが、1つは入札契約制度の政府全体の取り組みの流れ、それから橋梁談合や水門談合といった、談合事件の発覚、こういったものが相まって、再発防止策をここ2年のうちに2回取りまとめているということが1つでございます。それから極端に低い価格での受注が多発してきたということで、いわゆるダンピング対策を昨年2回打ち出しているということが2つ目でございます。入札談合の再発防止策につきましては、平成17年7月と、それから今年に入りまして2回取りまとめをしております。一般競争方式の拡大、それから総合評価方式の拡充といったようなものでありますとか、ペナルティの強化といったところがその中身になってございます。

ダンピング対策につきましては去年の4月と12月に2回に分けて打ち出しをしております。4月は主として契約後の施工段階での対策、それから12月が主として入札契約段階での対策ということで打ち出してございます。

次に国・地方公共団体、全体の動きということでございますが、18年の2月、これは政府の関係省庁の連絡会議がございまして、そこで入札契約制度の改革について取りまとめをしております。方向性といたしましては17年度の7月に国土交通省が取りまとめた方向に沿って、今後入札契約制度を改革していくこうというものでございます。それから18年の12月、これは全国知事会の関係でございますが、知事会にプロジェクトチームが設置をされまして、緊急報告を行っております。福島、和歌山、宮崎の知事が入札妨害などで逮捕されたということを受けて緊急に報告をまとめたものでございます。一般競争方式の拡大とか、総合評価方式の拡充といった国の改革の流れと方向性としては同じようなものを打ち出しているということでございます。以上、簡単でございますが、ここ2年程度の入札契約制度をめぐる動きについて説明をさせていただきました。

【平井会長】 ありがとうございました。ただいまの事務局の説明につきましてご質問

がございましたら、どうぞご自由にご発言をお願いいたします。いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。特にご質問もないようですから、これは報告事項という性格になっておりますので、ご報告を承ったということにさせていただいてよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【平井会長】 ありがとうございます。それでは次の（2）の議題でございますが、経営事項審査の見直しについてというところに入ります。2月の第6回ワーキンググループの際に設置のご承認をいただきました経営事項審査改正専門部会での審議内容がこの議題のご説明にまずなっております。これを事務局からご説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしく。

【事務局（須藤補佐）】 それでは資料の3-1、「経営事項審査の改正のポイント」と書いております資料をごらんになっていただきたいと思います。まず最初にこの資料の一番最後のページのところに、今、会長からご紹介のありました当中央建設業審議会のワーキンググループにおきまして経営事項審査の改正専門部会、これが2月21日に設置されまして、ここに掲げてありますように14名の委員の皆様方に3月から6月までご審議をいただいたところでございます。その後、6月21日にワーキンググループに対しまして取りまとめを報告し、了承を得たものでございます。本日はその内容に基づきましてご説明をしたいと存じます。

まず最初にこの資料の右下のページでいきますと、13ページのところをごらんになっていただきたいと思います。資料3-3、13ページでございますが、この経営事項審査の現在の位置づけについて簡単にご説明したいと思います。ご案内のように経営事項審査は建設業法の規定に基づきまして、公共工事の競争入札に参加しようとする業者に受審が義務づけられているというものでございまして、この図に基づきますと上のほうにありますとおり、許可行政庁に申請をする、許可行政庁におきましてそれぞれの各項目に基づきまして総合評定値というものを算出いたします。最高点は1,925点ということになっております。建設業者の方で各発注者の方へ、この下の欄のほうでございますが、入札に参加しようとする場合に資格審査の申請を行います。各発注者におきましてはこの経営事項審査の評価点数、客観的事項の審査、この黄色い部分でございますが、これに各発注者の独自の主観的事項の審査、緑の枠でございますけれども、例えば技術評価点数等、これを足し合わせまして総合点数というものを算出し、点数に応じて等級別の登録、いわゆ

る「格付け」を行って、有資格者名簿を作成しているというものでございます。

1ページめくっていただきますと、これが国土交通省の直轄工事の場合はどのようにございますかといいますと、上段にありますとおり、黄色の部分、経営事項審査の点数、それから緑の四角に掲げておりますとおり、工事成績から技術評価点数等、主観点を算出します。両者を足し上げまして総合点数を算出するということでございます。下の左のほうに表があります。例えば国交省の関東地方整備局の一般土木工事を例にとりますと、総合点数は2,191点以上はA等級と、1,620から2,190まではB等級というような形で、いわゆる等級づけがされるということでございます。右側の四角をごらんになっていただきますと、工事の種類ごとの予定価格、これの金額に応じた区分、これに応じて競争の入札が実施されるということで、予定価格が7億2千万以上であればA等級というようになっております。

もう一枚ページをめくっていただきますと15ページでございますが、現行の経営事項審査はこの表にありますように項目の区分としては、経営規模、経営状況、技術力、その他社会性ということで、審査項目は完工高ですか、あるいは職員数などを審査しております。それぞれの項目ごとに点数を算出しまして、右側のウエートを掛け合わせて項目ごとの点数を算出すると。それぞれの審査項目は平均700点というようになるように設定をしております。

それではこの内容につきまして今回の見直し、改正のポイントでございますが、1番最初の1ページ目にお戻りになっていただきたいと存じます。今回の改正のポイントでございますが、この改正の目的としましては、今申し上げましたとおり、公共工事の入札発注の場面で、企業評価における共通の物差しとして経審が機能しておりますので、やはり公正さが第1であるということ、それから企業の実態に即した評価基準でなければならないということでございます。経済社会情勢が変化する中で、評価の適正を欠かさないように適時見直しが必要ということで見直しを図るものであります。さらにもう一点としまして、各企業の生産性の向上、あるいは経営の合理化、効率化に向けたさまざまな努力といったものをきっちりと評価して後押ししようというものでございます。

それではこの下の左側の各評価項目、それから基準の見直しといったところを簡単にご説明したいと思います。まずX1、X2ということで完工高、利益、資本ストックをバランスよく評価しようということでございます。やはり現行の経審制度、完工高に偏重しているんじゃないかというような指摘がたびたびされております。これを是正しようとい

ことで、完工高のウエートを0.35から0.25に引き下げる。上限金額を2,000億から1,000億に引き下げるといった見直しをしたいと考えております。さらにX2の指標としては、新たに利益額、それから自己資本額を評価したいと考えております。きっちりと利益を上げている、あるいは自己資本を充実しているといった企業を評価したいということでございます。利益額としてはEBITDAといった指標を取り入れたいと思っております。これは日本語に訳すと利払い前・税引き前・償却前利益という、専門的な用語でございますが、幾つかの方法がありますが、営業利益に減価償却費を足し合わせた一番簡便な方法を採用したいと考えております。

それから次に経営状況評価、Yでございますが、Yにつきましても幾つか問題点が指摘されております。1つは評価内容でございまして、現行のYにつきましては特定の評価項目、いわゆる固定資産等への評価が偏っているのではないか。これが結果的にペーパーカンパニーとかが高い点数を得ているのではないか、こういった指摘もなされておりますので、今般新たに8指標による評価体系を構築しようというものでございます。それからもう一点、評点分布、これについても問題があるというような指摘を受けているところでございます。例えば零細な小規模な企業がちょっと極端に高い点数を取る実態があるのではないかといったことで、評点分布を見直そうというものでございます。

次に技術力のZでございますが、今般新たに元請のマネジメント能力を評価したい、そういう観点から新たに元請の完工高を評価することとしたしております。それから技術力のウエートを引き上げるとともに、これまで技術職員数を審査項目としていたわけですけれども、もう少しきめ細かく多面的に評価しようということで、新たに一定の要件を満たす基幹技能者、各団体のほうで独自に資格審査等をしているところでございますけれども、これを法令に位置づける。具体的には建設業法の施行規則、省令に位置づけた上で優遇して評価しようということを盛り込みたいと思っているところでございます。さらに1人の技術者を複数業種で重複カウントすることは2業種までということにしたいというふうに考えております。

それからW、社会性でございます。建設産業におきましてもCSR、企業の社会的責任に関する関心が非常に高まっておりますけれども、これをきっちりと反映したいということでございまして、現行も労働福祉の状況、あるいは防災協定の締結などにつきまして評価しておりますけれども、これらの加点、減点の幅を拡大したいということで、Wの全体の評点を引き上げを考えております。約倍増したいということで考えております。それか

ら新たにコンプライアンスの重視ということで、法令遵守の状況を評価対象に追加したいと考えております。具体的には審査期間内に営業停止、あるいは指示処分等の監督処分を受けた場合には減点の評価をするということでございます。それから経理の信頼性を向上させる取り組みを評価するということで、新たに会計監査人の設置等の場合に、加点の評価をしたいということでございます。

右側のほうに移りまして（2）虚偽申請防止の徹底ということでございます。やはり経審は公正さが非常に大切であるということで、まだ虚偽申請が見られるんじやないか、これを徹底して排除することが必要だといった指摘がなされているわけでございます。そういった指摘を受けまして2点の改正をしたいと思います。1つはそもそも虚偽申請を行いにくい制度設計をしたらどうかということでございまして、ただいま申し上げたように経理の信頼性、この向上の取り組みを評価したいということ、それから財務諸表なんかのチェックマニュアルを作成して、間違いですとか、あるいはそういうものを未然に防止するといったことも取り組みたいと思っております。それから、それでも虚偽申請が起きた場合にはどうするのかということでございますが、ペナルティを強化したいということで、現行の虚偽申請の場合は営業停止期間15日ということですけれども、これをさらに拡大、倍増したいというように考えております。それによって抑止力を高めたいということでございます。

それから3点目として（3）、さまざまな企業形態の多様化へも的確に対応していくということでございます。1つは経営状況の連結評価ということで、有価証券の報告提出会社につきましては、経営状況を連結決算で評価するということが1点と、もう一つは新たに企業集団評価制度を創設するというものでございます。これは新しい制度ですので、4ページ目をお開きになっていただきたいと思います。

内容としましては一定の企業集団に属する連結子会社につきまして、経営状況Yにつきまして連結財務諸表により評価をしたいということでございます。要件としては左のほうに書いてありますとおり、親会社が会計監査人を設置し、会計監査を受けている。それから（2）にありますように一定の基準によって支配下関係にあるといった状況でございます。ただ（3）にありますとおり、こういった企業集団の中にありますても売上高が極端に少ない、例えば5%未満、単体の売り上げが少ない場合、こういった場合は対象外にしたらどうかと。あるいは単体による評価の評定が連結評価に比べて3分の2未満、例えば単体では600点だったのに、集団になったら1.5倍、900点とか、そういうような場

合もちょっと実態には即していないんじゃないやないかということで、このような場合には対象外にしたいということでございます。具体的には右側のほうに書いてありますとおり、完工高100億円の会社が持ち株化したといったときに、ここに書いてありますようにA社、B社につきましては、例えばX1とか、Zについては単体で実数値で評価しますが、Yにつきましては全体の連携財務諸表によって評価すると。ただしCにつきましては完工高が4億の場合ですと、ただいま申し上げましたとおり（3）の①の5%未満といったところに当たりますので、こういった場合にはCにつきましてはあくまでYも単体で評価すると、こういった新たな企業集団の評価制度を創設したいということでございます。これによつてさまざまな企業の経営形態、その選択を阻害しないような制度にしたいということでございます。

恐縮ですがまた1ページ目に戻っていただきたいと思います。（4）のその他ということをございますが、この経審制度、審査のもっと活用をしたらどうかといった指摘もされております。特に地方自治体、市町村におきまして体制の不備等によって主観的事項の審査を行われていないと経審だけで審査が行われているんじやないかといったような指摘もなされているわけでございまして、やはり地域の実情に即した主観点の導入を促したいということでマニュアルの作成なども検討したいと思っているところでございます。さらには経審の入札参加資格審査、あるいは総合評価においても、もっと活用ができるいかといつたことも検討してまいりたいと考えております。

最後に申請負担、これは申請者からの負担を、かなりのものがあるんじやないかといった指摘もされておりまして、できる限り提出書類の簡素化といったものも見直したい。ただ、虚偽申請を防止するということで、審査庁でもチェックをしなきゃいけないんですけども、そこを兼ね合いを考えながら、できるだけ簡素化をしたいというように考えていくところでございます。なお、この見直し、改正につきましては来年度に審査する経営事項審査から適用していきたいというように考えております。なお、資料の2ページ目につきましては、各項目の改正点の詳細でございますので、また後ほどごらんになっていただければと思いますし、3ページ目につきましてはこの改正をした場合の各項目のウエートのイメージを掲げております。大企業さんにおきましては完工高の偏重を是正するということで、X1を大幅に引き下げる、かわって利益や自己資本のウエートを高くしていこうというものでございますし、中小企業においてはWの社会性の実質ウエートを相対的に高くしていこうというものでございます。この専門部会で取りまとめた内容は、資料の3-

2にその案文を掲載しておりますけれども、現在、中身が大部でございますので、資料3-1に基づいて、中身についてご説明を申し上げたところでございます。事務局からの説明は以上でございます。

【平井会長】 ありがとうございます。それではただいまのご説明につきまして、何かご質問がございましたらご自由にご発言をいただきたいと思います。いかがでございましょうか。はい、どうぞ。

【椿委員】 企業集団を連結で評価するという話で、ちょっと確認なんですけれども、連結で評価する場合に、要するに兄弟の会社の売上高も入れちゃうということですか。

【事務局（須藤補佐）】 そうです。企業全体として……。

【椿委員】 兄弟の会社の売上高も入れて、1社の評価をしちゃうという。

【事務局（須藤補佐）】 そうです。

【椿委員】 ちょっと意味がわからないんですけども。自分のところの子会社ならまだわかるんですけども。何か、その理由は。

【事務局（須藤補佐）】 親の持ち株会社がありまして、それに、兄弟と申しますのは子会社同士のこととございましょうか。

【椿委員】 そうですね。持ち株会社に対して、この4ページの表でいうと持ち株会社があって、A、B、Cってありますよね。そのA社の評価をするときにB、Cの完工高も考慮するということですか。

【中島建設流通政策審議官】 Yだけなんです。

【事務局（須藤補佐）】 Yだけです、はい。

【中島建設流通政策審議官】 ですから、完工高はそれぞれで評価するわけです。財務諸表を点数化するときに、ここで言いますと、Yという資料、どこを見てもらつたらいいかな。例えば2ページ……。指標、経審全体の数値は5つの数値でできています、その完工高の評価、X1というのはそれぞれの個別の会社ごとにやります。Yを評価するということは、財務諸表を点数化する作業なんですが、そのときにどの財務諸表を用いるかという問題で、連結財務諸表を用いるという意味でございます。

【事務局（須藤補佐）】 すみません、X1の完工高とか技術職員数なんかは、それぞれの単体で評価をさせていただきまして、連結の財務諸表の場合についてはグループ全体で評価をさせていただきたいということでございます。

【椿委員】 ごめんなさい、もうちょっと確認なんですけど、要するに例えばA社の評

価をするときにP社の連結財務諸表を使うということですね。ということはこここのYの評価の中に、売上高経常利益率とか、キャッシュフロー対売上高比率とか、こういうのは全部P社の評価を使うということですか。

【中島建設流通政策審議官】 そうです。

【椿委員】 それは何か意味があるんでしょうか。

【事務局（須藤補佐）】 グループ全体として経営しているような企業さんを、集団として評価して、特に現在ですと経営の合理化とか形態が、例えば会社分割とかいろいろな形態が出てきているんですけども、それを合理化する、さまざまな形態に移行するということを経審のほうでもきっちりと全体で、今までですと全体で評価していたのが、それが経営の合理化に向けて分社化したような場合に、全くそれが評価されないとなるのはいかがなものかといったような観点で指摘を受けて検討をしたものでございます。

【椿委員】 わかりました。そうすると例えばA社が実質的にP社のほとんどを占めるケース、分社化して何もない持ち株会社をつくって、今までではA社が例えば上場会社だったら上場していたけど、P社を上場会社にしてA社がその子会社になったというケースを想定されているわけですね。それだったらわかりますけど。ありがとうございました。すみません。

【平井会長】 よろしゅうございますか。要するに私も専門的な内容でよくわかりませんが、この企業集団の要件というのに当てはまつた場合にはこれに従って全体として、集団として評価することなので、いろいろな応用例があるかと思いますが、問題があるとすればこの要件、それ自体が何か問題があるかとか……。

【椿委員】 そうですね。想定しないものが入ってきちゃうかなと思って。

【平井会長】 はあ、はあ。

【中島建設流通政策審議官】 今まで選ぶことはできたんです。連結でやってくれという場合。特に外国の企業なんかは、外資の企業なんかが来ると、日本の法人はものすごく小さいんです。だからほんとうは世界的な企業でも非常に評価的に不利なので、連結使ってくれというのでやっていたりはしていたんですけど。それを今度は義務にするわけ、必ずこうしなきゃいけない？

【事務局（須藤補佐）】 いや、これは、企業さんが申請してきたときに大臣の認定ということで企業集団を認定させた上で使わせていくことでございます。

【中島建設流通政策審議官】 おれが聞いても変だけど、単独でいきたいときは単独で

いく。

【事務局（須藤補佐）】　ええ、そういうことです。

【中島建設流通政策審議官】　まあ、日本の上場会社であまりないんですよ。持ち株会社に、ゼネコンが、まだあまり例がないので……。

【椿委員】　そうですね、建設業はあまりないですね。

【中島建設流通政策審議官】　若干こういうことも考えてくれという期待もあったのかかもしれませんけど。

【椿委員】　そうすると何か、ちょっと感想なんですけれども、今まで大規模なところを優遇じゃないように最初のほうでしようという発想があったと思うんですけど、例えば完工高ベースのウエートを下げるとか、これ、逆になるような気がするんです。連結つくっているところというのはほとんど上場している大企業ばかりだと思うんですけども、そうするとこれでグループ全体で評価されるのは大企業かな、そういう感じはしますけど。

【平井会長】　どうぞ。

【中島建設流通政策審議官】　大企業を有利にという気はないんですが、常に気持ちとしてはニュートラルといいますか、企業形態の変化が経審が悪化することを理由に、例えば本体がゼネコンで、今、ほとんどのゼネコンさんは子会社たくさんお持ちですけれども、施工そのものは親会社がやっているケースがほとんどなんですけれども、それを例えば建築と土木とか、そういうふうに分けたときに、経審点で影響が出ますので、それを見ながら分社といいますか、子会社化を考えるのでは、合理化の経営判断に影響があるかもしれないで、どっちでも同じだと、分けても分けなくても同じだというふうにしたいという、経審政策が企業形態の変化に対してニュートラルであるようにしたいという、そういう意識です。

【椿委員】　そうすると兄弟会社に建設業以外をやっている、全然別業種の会社があるときは排除することになるんですかね。

【中島建設流通政策審議官】　それも1つの会社で建設業だけをやらなきゃいけないという理屈でもありませんので、単体でやっていても、例えば不動産業をやってたり、出版業をやってたり、保険代理、いろいろなことをやっていてもいいんですが、それを本体1社でやっている場合と、分けた場合とで、Yが変わってくるようだと影響あるかもしれない。分けても変わらないようにしたという。変わらないという方法も選択できるようにしたということだけなんですけれど。

【椿委員】 分社化してもね。わかりました。すみません。

【平井会長】 よろしいですか。この、要するに目的というところに書いてありますけど、経審の事項審査の際に不利になるということを恐れて、経営そのものを、それを従来と同じに維持するというようなことは排除したいと。

【椿委員】 分社化をやめちゃうとか、そういうことは排除する……。

【平井会長】 ええ、合理化を……。

【椿委員】 そういう発想なんですね。

【平井会長】 そういうことらしいですね。ですから大企業に有利とか不利とかというのと、ちょっと目的は違うというふうに考えて。

【中島建設流通政策審議官】 はい、おっしゃるとおりです。大企業、有報を出している会社としたのは財務諸表の信頼性という意味で、方法がほかに思いつかなかったものですから、ほんとうはどんな会社でも監査法人の監査を受けてくれればいいという手もあつたんですけども、それは結構過大な負担だというご意見がありまして、とりあえず現行制度によって有報提出会社というふうにしたということです。結果、ちょっと大企業だけが選択できるようになったかもしれませんけど、今後の課題だと思っています。

【椿委員】 今、財務諸表の信頼性ということで言うと会計監査人の監査を受けているところだけじゃなくて、今度商法改正になって会計参与という制度ができたので、そういうところの活用も、将来的に考えてもいいかなと思いますけど。

【中島建設流通政策審議官】 そうですね。ありがとうございます。

【平井会長】 よろしゅうございますか。ほかにご質問、ございますでしょうか。はい、どうぞ。村上委員。

【村上委員】 少し感想も含めて申し上げたいんですが、経営事項審査がXからWまで分けていられる中で、技術的な評価を入れようということでZ項目が入り、かつその技術項目の技術者数だけでなく、基幹技能者とか管理技術者等をさらに優遇しようという点までは私も同感とするんですが、ただ、人の数ばかりでなくて、最近ちょっと私が感じていることなんですが、技術的には表立ってはオーケーとなっている方でも、ちょっと個人的な精神状況の欠陥とか、そいつたちょっと事故につながるような部分が、多々私も経験しているんですが、これをチェックするシステムみたいなものを持っているかどうかとか、そういうバックアップシステムというか、チェックシステムというか、第三者がもし入れば理想的なんですが、そういうシステムを持っているかどうかというようなことも、

できたら何か取り入れるようなことを工夫していただけないかなということです。

それは企業の規模によって、A、B、C、Dのランクによって、多少仕組みは違うと思うんですが、特に下のほうへ行くとチェックシステムを持たなくて、個人の資質に、監督とかそういうところにかかっている場合がありまして、その方が急にうつ病になってしまふとか、そういうことも多々あるんですね。だからそういうことをバックアップするような仕組みみたいなものをきちんと会社的に持っているかどうかというようなことも、質の問題で取り入れられるかどうか、ちょっと質問なんですが。

【平井会長】 どうもありがとうございました。事務局のほうから何かお答えいただけますか。そういうような議論が……。

【事務局（須藤補佐）】 今般、先ほど申し上げましたとおり技術職員の数をこれまで評価してきましたが、基幹技能者についても評価しようということだったんですが、さらに管理技術者の講習を受講している方も評価しようということで、これは継続的な学習への取り組みを評価するということで、新たに盛り込みたいというふうに考えているんです。

ただ、今ご指摘のあった、例えば精神的な状況ですか、あるいはそれに関連した資質の問題、そういう方を例えればネガティブにチェックするようなシステム、あるいは企業さんがそういう取り組みをしているところをもうちょっと促したらどうかといったような観点では、今回はちょっと検討はしておりませんので、今後の検討課題にさせていただきたいというように存じます。

【村上委員】 ネガティブな評価をしろということではなくて、非常に優秀な人でも突然そういう状況に陥るんですね。非常に困難な現場とか、いろいろな状況が重なって、そういう状況になりますので、私はチェックアップ体制みたいなものを持っているかどうかということを評価基準に入れたらどうかということであって、ネガティブな評価をしろということではないんです。

【八木委員】 それに関連して……。

【中島建設流通政策審議官】 おっしゃっていることは理解しましたけれど、経審の問題かどうかはちょっと、という感想を持ちまして、会社の健康診断体制みたいなことかもしれませんね。したがって、今、会社が社会保険に入っているかどうかとか、労災に入っているかどうかというのはチェックしているので、多分社会保険に入っていたらおそらく定期健康診断をやっているだろうという推測はしていますけど、そのときにメンタルなヘルスケア、どこまでするかというのはちょっと今、やっていないので、経審云々よりもそ

の現場の執行として非常に問題なことでござりますね、先生がおっしゃるのは。

【村上委員】 メンタルな健康診査ということではなしに、事故とか、ほかからの圧力によってゆがめられるような状況が発生する場合がありますので、会社的にチェックするという体制を持っているかどうか。仕組みとして会社が持っているかどうかということを考えていただけたらということです。

【中島建設流通政策審議官】 具体的に言うと、どういう仕組みのイメージで。ちょっと、僕、誤解しているかもしれません。

【村上委員】 そうですね。第三者機関みたいなものになれば一番いいんですけど、それはいかないと思うので、例えば現場の管理をある定期的に検査する仕組みを、技術的な検査をする仕組みと、そういうものを組織として仕組みを持つということですね。

【中島建設流通政策審議官】 現場に任せないでということですか。

【村上委員】 はい、そうですね。

【中島建設流通政策審議官】 現場の技術者に任せないで、サポートしてやるということ……。

【村上委員】 サポートシステムを持っているとか、チェック体制を持つということです。

【八木委員】 それに、よろしいでしょうか。

【平井会長】 はい、どうぞ。

【八木委員】 それに関連してかもしれないんですけど、今回ご説明をお受けし、あるいは読ませていただいての感想も入るんですけど、例えば法令遵守ということ1つをとっても、例えばいわゆるコンプライアンスということを法令遵守という形で置きかえてとらえてらっしゃると思うんですけど、今回の全般の入札の構成、あるいは間違いない施工というところで言いますと、今回のを読ませていただいての感想にもなるんですけど、応札する企業のガバナンスですか、あるいはその企業のモラルですか、そういうものをそもそも事後的に、対処的にチェックをしている、外的的なところでチェックするというのも非常にわかりやすいんですけども、何らかの形でその企業が法令遵守ということだけではなく、コンプライアンスというか、そもそもそういう不正なことを行わないとか、そういうところに対して、何らかのいわゆる根本的なところで、やつたら処罰する、処分をするというのじゃなくて、やらないような会社を評価するような方式というか、その辺の評価の仕方というのは具体的にどうすればいいのかというアイデアもない中で、まこ

とに恐縮なんすけれども、今、村上委員のおっしゃった部分も企業としてのそういう、バックアップとおっしゃいましたけれども、ガバナンスというか、そういったところに関連したご質問だったと思いますので、その辺について何らかのご検討を、おそらくはされてらっしゃるんだろうと思うんですけども、その辺お聞かせいただければと思ったんですけども。

【平井会長】　　はい、どうぞ。

【中島建設流通政策審議官】　建設企業ですね、どの局面で評価するかということなんだと思うんですね。ですからどの局面かというと、今、実はこの経審を使う世界というのは公共入札の話の世界でして、民間の取引はまたちょっと違う考え方かもしれませんけれども、経審というのはこれすべて勝負しようと思うと、やっぱりちょっと無理があると思うんです。さっきも説明しましたけれども、ちょっとわかりにくいかかもしれませんけれども、主観点数、名前がまた「主観点数」ってよくないんですけども、要するに経審事項以外に発注者といいますか、仕事を出す人が、公共事業は継続反復的に仕事を出しますので、その中で蓄積したデータで評価するということなんです。むしろそちらのほうが実はきめ細かいことがいろいろとできるんです。これはもう何十万社を同じ物差しでパチッとはかって点数化する作業ですので、両先生がおっしゃったような細かいところまでおそらく見切れないだろうと思いまして、この答申、今日のご議論、宿題になってますが、現場、現場で各発注者が、今は仮に「主観点数」と言っておりますが、過去の工事の成績でありますとか、技術者の体制でありますとか、そういうことを評価して点数化してデータを持っていて、それで入札のときに評価するという。

もう一個は当該入札に当たっていろいろな、この仕事をだれがやるんだと、今回どういうチームでやるんだというのを評価するという、3段階ぐらいございまして、それを何度も回していくといいますか、それを仕事が終わったあともう一遍チェックをして、また次のデータにするという作業をやっていかなきゃいけないと思っています。経審は一番外側の、一番遠目で見た世界ですので、ご指摘の点は十分ではない部分があるかと思いますで、先ほどもありましたけれども、マニュアル作成、この資料3-1の、ここでいいますと（4）その他、経審事項の活用、資格審査を、経審をつくっておきながらこういうことを言うのはちょっとわかりにくいかかもしれません、経審の結果のみによって行わないようになります。それでちゃんと別の評価軸を入れて、やって初めて企業評価ができるので、そのためのマニュアルをつくりたいということを言っています。そういう方向で努力をし

たいと思います。

それと今のお話は聞いていてだんだんわかつてきましたけれど、要するにガバナンスの問題が、プレッシャーを受けてそうなっちゃうということですね。圧力を受けて。ああ、わかりました。それはまあ、おっしゃるとおり、健康診断でなくガバナンスの問題かもしれませんので、そのチェックも気をつけていきたいと思います。それと加えて言うと、さらにこの主観点数でも足りない部分は今度は入札のときの、先ほどから総合評価とか、ボンドとか、いろいろな話をしていますけど、入札のときにどう評価するかということでありますかと思います。いろいろなレベルの評価を組み合わせてやっていきたいと思います。

【椿委員】 参考意見としてでいいんですけども、今のはかる基準、具体的な数値基準じゃないんですけども、会社法でたしか定められたと思うんですけども、事業会社の事業報告書にコンプライアンス体制とか、ガバナンス体制を書かなきゃいけなく……、義務づけられましたよね。ですからそういうところも使えるのではないかなど、今のおっしゃっていた、将来の話としてお聞きいただければと思います。

【平井会長】 ほかに何か。はい、どうぞ。

【保田委員】 細かくなつて申しあげありません。今の資料3-1の4枚目なんですが、企業集団評価制度の創設のところの、左側の企業集団の要件で(3)で、「例えば5%」「例えば3分の2」という表記があるんですが、この「例えば」というのはどういう意味なのか、具体的にもう決まっているのか、あるいは6%だったらどうなるのか。経審の判断基準として非常に抽象的過ぎるかなと思いますので、具体的にきちんとした客観的な数字があるのであれば教えていただきたいということが1つ。それから先ほどから出ている法令遵守状況の評価対象ということなんですが、具体的にどういう評価をして、どういうふうな、これは減点になるのか、どういうふうに評価されるのかということを教えていただきたいと思います。

【事務局（須藤補佐）】 事務局のほうからお答えします。恐縮でございました。「例えば」というふうに書いておりますが、今、細部について検討しておりますが、最終的には建設業法の告示ですとか、あるいは通知のほうできっちりとしたいと思いますが、現時点では5%、それから3分の2という方向で検討しております。それらに盛り込むときはきちんと明示をしたいというように考えております。

それから法令遵守状況につきましては、審査期間内に営業停止処分を受けた場合はマイ

ナス30点、指示処分を受けた場合はマイナス15点ということで、減点の作用が働くということで、ただいま検討しております。これにつきましても今後その詳細部分につきましては、告示ですとか、あるいは通知の部分できっちりと明示したいというように考えているところでございます。以上でございます。

【平井会長】 保田委員、よろしゅうございますか。

【保田委員】 処分というと具体的にどういう処分かというのは、はっきり出ているんでしょうか。

【事務局（須藤補佐）】 営業停止処分、建設業法に基づきます監督処分で、許可の取り消し、それから営業停止処分、それから指示処分という、3種類の類型がございます。その中で営業停止処分、これを受けた場合にはマイナス30点、それから指示処分、これを受けた場合にはマイナス15点ということで検討しているところでございます。

【保田委員】 ありがとうございました。

【平井会長】 ほかに何か、ご意見ございますでしょうか。今いろいろご意見を伺つていての私の感想なんですが、経営事項審査というのは要するに公共工事を、つまり税金を投入するようなそういう工事を頼む相手方がきちんとしているか、公共工事をするに足る資格があるかどうか、能力があるかどうかという観点からできた事項だと思うんですね。その問題と、それから企業そのものが社会的存在として健全に活動しているかどうかという、その評価とは若干違う面があるのではないかと。両者一致する場合もあるでしょうけれども。その経営審査というのは専ら前者に重点を置いて出てきた基準で、そういう目で見ていただいた場合に、さらに企業そのものの健全性みたいなものをもっと取り入れていんじゃないかというご意見がありましたら、またそれは引き続きご検討をいただきたいと思っています。とにかくこの制度の趣旨はそういうことじゃないかというふうに理解しております、その限りでは従来のやり方をかなり合理化した面があるんじゃないかという気がしております。今のご意見は、大変貴重なご意見をいただきましたが、その経営事項審査の中に企業としての能力、いろいろな角度から見た能力、それをも含めてもう少し拡大していくのではないかというのが、今後の課題ではないかというふうに思いますが、何か、いかがでございましょうか。

そういう観点から少し、今まで出ましたご意見を事務局のほうでもさらにお考えをいただければというふうに思います。特にご質問、ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますか。

特にございませんでしたら、この議題につきましては専門部会からのご報告でございますし、中建審といたましても本日の総会においてこれを了承したという形をとりたい。承認事項という扱いになっておりますので、いろいろ問題はあるかと思いますけれども、専門部会のご報告に基づいてこれを了承するという扱いにさせていただいてよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【平井会長】 ありがとうございます。それではそのように扱わせていただきます。

続きまして議事次第の（3）入札契約制度の改革について（提言）というのがございますが、これを事務局からご説明をお願いしたいと思います。

【事務局（小林室長）】 はい、それでは資料の4に基づきまして説明をさせていただきます。入札契約制度の改革について（提言）ということでございますが、まず趣旨をご説明させていただきまして、その後、文章を読み上げさせていただきます。

まず趣旨でございますが、公共工事の発注者、これは受注者を適切に選定して、あるいは工事の管理をしっかりとやることによって、いい品質の公共施設を納税者の方に提供するという重要な役割を担っております。この中央建設業審議会でもワーキングを設置していただきまして、2度にわたりまして公共入札に関します入札契約制度の取り組みについてのまとめをしていただいたところでございます。この間、いろいろな事件もございましたが、各発注者も入札契約制度の改革に取り組みをしてきております。一般競争方式はかなりの範囲で拡大をしてきているということがございます。ただ、公共発注につきましては価格だけの競争ということではなくて、価格以外の品質にかかる部分、例えば技術力でありますとか、これまでの施工実績とか、工事成績と、こういったものを評価するようなシステムをもっと広く導入していく必要があるんじゃないかなということでございます。それからそのために発注者のほうで、例えば技術者の数が少なくて、なかなかそういう技術の評価ができないという発注者もいらっしゃいますが、その場合にはやはり体制に応じた方式をとっていただくということが必要じゃないかと。外部の技術者を活用するということも1つの方策ですが、そういった方策をとることが必要ではないかということを求められております。

また特に地方公共団体の取り組みについては、国のほうでの支援ということも重要なことではないかということで、今回提言に盛り込ませていただきたいと考えております。

続きまして提言について案文を読み上げさせていただきます。

「入札契約制度の改革について（提言）（案）。談合から脱却し、新たな競争の時代を迎える、建設生産システムについて、建設生産物のエンドユーザーに対し、対価に対して最も価値の高いサービス（バリュー・フォー・マネー（VFM））を提供するものへと再構築していくことが求められている。このような状況の下で、公共工事の発注者の果たすべき役割は大きく、価格と品質が総合的に優れた公共調達を実現する入札契約制度を導入していくなければならない。

当審議会では平成17年11月にワーキンググループを設置し、一連の公共調達を巡る談合事件や極端な低価格による受注の増加に対応して、一般競争方式の拡大、総合評価方式の拡充、その条件整備としての入札ボンドの導入・拡大、設計施工一括発注方式など工事の態様・規模に応じた多様な調達手段の活用等について、二度にわたる中間とりまとめを行ってきたところである。

この間、公共調達の各発注者においても、入札契約制度の改革が進められてきているが、一般競争方式の拡大により、公共調達に関する課題のすべてが解決するものではない。入札契約の競争性・透明性を高め、談合の廃絶等不正行為を排除することは必要なことであるが、入札契約制度改革の究極の目的は、エンドユーザーである国民、住民に対し、価格と品質が総合的に優れた公共調達を実現することにある。

各発注者においては、公共調達に係る社会的要請と自らの責任を認識し、その役割を十全に果たすことが求められている。このため、価格だけでなく、企業の技術力、施工実績等価格以外の要素も適切に評価する総合評価方式の導入を進めるとともに、工事の態様・規模、発注者の体制等に応じて、適切な調達手段を活用する必要がある。

また、国土交通省においては、関係機関と連携して、地方公共団体の入札契約制度の改革を促進するため、必要な措置を講じていく必要がある。」

以上でございます。提言をおまとめいただければ、私どもはこの方向に沿ってさらに公共入札制度の改革に取り組んでまいりたいと考えております。以上、事務局からの説明でございます。

【平井会長】 ありがとうございます。この提言という、この議題の意味は、従来必ずしも行われていなかったようでございますけれども、今ご説明がありましたように、2度にわたって中間取りまとめがあった、それを踏まえて審議会としてはそれに基づいて関係各方面に働きかけることを、審議会としてそういう方向を持ってもらいたいという趣旨の意見の一致をいただくというのが、この提言ということの意味のようござります。必

ずしも入札が関係するのが国の工事とは限りませんし、広くさまざまなところに関係するわけでございますから、これを基にしてさまざまな政策提言なり、あるいは具体的な法的な措置をとって、法令上の措置をとっていく。国費とか等々だと思いますが、そういうものを含めてこの趣旨を広く訴えかけたいというのがこの提言というものの趣旨と理解をしております。

そういう意味で、もしこれでご承認をいただくなれば、ご異論がないようでしたら、つまりご承認いただくなれば、そういう形のものとして受け取っていただければというふうに思っております。何かご質問等ございましたら、どうぞご自由にご発言ください。

よろしゅうございましょうか。特にご発言がないようでございますので、そうしますとこの入札契約制度の改革について、提言という資料の4のこの案は、ここでもう了承されたものとして扱わせていただいてよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【平井会長】 ありがとうございます。それでは何か、さかのぼって前の議題についてもご意見がございましたら承りますが。よろしゅうございましょうか。

それでは事務局からお知らせがありましたらよろしくお願ひをいたします。

【事務局（小林室長）】 本日の総会におきまして、経営事項審査の見直しについて、及び入札契約制度の改革について、この総会のご了承をいただきまして、まことにありがとうございました。この内容を重く受けとめまして関連の施策を推進してまいりたいと、このように考えております。ありがとうございました。

【平井会長】 以上の次第で本日の議題はすべて終了いたしました。これをもちまして散会させていただきます。皆様におかれましてはご多忙中のところ、ご出席をいただきましてまことにありがとうございました。それでは閉会といたします。ありがとうございました。

—— 了 ——